

## 平成30年 第3回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年3月2日（金）午後1時40分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議案事項		
	<p>議案第1号 非農地通知について</p> <p>議案第2号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p>2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届</p> <p>3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	5名	※ 番号は議席番号	
	1番 齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵	
	3番 園田 喜久男	4番 恒松 直之	
	7番 浜川 和久		
欠席委員	2名		
	5番 星野 賢一	6番 久保 賢一	
出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 吉岡 千紘		
	午後1時40分 開会		

<p>局 長</p>	<p>それでは、只今より平成 30 年第 3 回別府市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会の出席委員数は 5 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、5 番星野委員と 6 番久保委員は都合で欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします</p>
<p>議 長</p>	<p>それではこれより、会議を開催いたします。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議がないようでありますので、2 番佐藤委員、7 番浜川職務代理者を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第 1 号「非農地通知について」が 1 名、議案第 2 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 2 件、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」が 1 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 12 件、最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が 4 件、それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第 1 号「非農地通知について」事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第1号 非農地通知について、ご説明いたします。</p> <p>番号1番</p> <p>所有者の住所 別府市朝見△丁目△番△号 ○○○○</p> <p>土地の所在 別府市大字浜脇字シリウゲ△番、地目田、地籍△㎡、都市計画区域は調整区域です。</p> <p>これは、平成30年1月15日締切分のB分類荒廃農地の回答が2月に提出されましたので、非農地通知の追加として報告いたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第1号について、何かご意見はございませんか。</p> <p>浜脇のシリウゲは、大体どこになりますか。</p>
事務局	<p>浜脇からすぐ入った、田の口の辺りがシリウゲとなります。</p> <p>追加説明ですが、こちらについては、2月総会におきまして、委員の皆様が平成28年度、29年度に赤地で荒廃農地と判断した農地、81,042㎡ 54世帯に対し意向調査をした結果、今後農地として維持できないとの回答が19,959㎡ 16世帯あり、非農地通知を出すことで、ご了承をいただきましたが、総会後に1件回答がございましたので、追加議案として上程しております。</p>
議長	<p>それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議もないようですので、議案第1号「非農地通知について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、1の「農地法第3条の3の規定による届」、2の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」、3の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告です。</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届です。</p> <p>番号1番</p>

申請人 別府市大字内竈△番地 ○○○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字内竈字上別府△番 田（宅地）△m<sup>2</sup>外 7 筆、合計△m<sup>2</sup>  
権利の取得日は平成 30 年 1 月 11 日、相続により所有権を取得しました。

あつせん希望はありません。

届出の日は、平成 30 年 1 月 26 日です。

番号 2 番

申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字堤尻△番 田（畑）△m<sup>2</sup> 外 5 筆、合計△m<sup>2</sup>  
権利の取得日は平成 30 年 2 月 7 日、相続により所有権を取得しました。あ

つせん希望はありません。

届出の日は、平成 30 年 2 月 19 日です。

続きまして、2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字明礬△番 田（宅地）△m<sup>2</sup>

場所は、明礬△組、○○の敷地内です。

施設の概要は、現状のまま旅館・居宅用地として△m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 1 月 29 日です。

続きまして、3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

地上権設定者 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

地上権者 東京都港区芝二丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字岡△番 田（荒地）△m<sup>2</sup> 外 4 筆 合計△m<sup>2</sup>

場所は小倉△組、〇〇から北へ40m付近です。

施設の概要は、△番、△番、△番は通路用地として、△番、△番は資材置場用地として△㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年1月19日です。

#### 番号2番

譲渡人 大阪府茨木市松ヶ本町△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 大分市大津町△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字桑ノ元△番 田（雑種地）△㎡

場所は馬場△組、〇〇から東へ100m付近です。

施設の概要は、〇〇用地として木造2階建2棟400㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年1月30日です。

#### 番号3番

賃貸人 別府市大字野田△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

賃借人 別府市大字野田△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字野田字岡ヶ平△番 畑（畑）△㎡ 外1筆

場所は野田△組、〇〇から北西へ100m付近です。

施設の概要は、〇〇用地として△㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年1月30日です。

#### 番号4番

譲渡人 別府市大字鉄輪△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 大分市大字森町△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鉄輪字井手添△番 田（田）△㎡

場所は北鉄輪〇〇から西へ10m付近です。

施設の概要は、〇〇用地として木造2階建2棟  $\Delta m^2$   
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年1月31日です。

番号5番

譲渡人 別府市大字鉄輪 $\Delta$ 番地 〇〇〇〇、職業〇〇  
譲受人 大分市松原町 $\Delta$ 丁目 $\Delta$ 番 $\Delta$ 号 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鉄輪字井手添 $\Delta$ 番 田(田)  $\Delta m^2$   
場所は北鉄輪〇〇から西へ60m付近で、番号4番の隣です。

施設の概要は、〇〇用地として木造2階建1棟  $\Delta m^2$   
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年1月31日です。

番号6番

譲渡人 別府市中島町 $\Delta$ 番 $\Delta$ 号 〇〇〇〇、職業〇〇  
譲受人 宇佐市大字四日市 $\Delta$ 番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、原町 $\Delta$ 番1 田(雑種地)  $\Delta m^2$   
場所は原町 $\Delta$ 組〇〇から北へ100m付近です。

施設の概要は、共同住宅用地として $\Delta m^2$   
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年2月2日です。

番号7番

譲渡人 別府市大字亀川 $\Delta$ 番地 〇〇〇〇、職業〇〇  
譲受人 東京都立川市幸町 $\Delta$ 丁目 $\Delta$ 番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字亀川字窪田 $\Delta$ 番 田(雑種地)  $\Delta m^2$  外1筆 合計 $\Delta m^2$

場所は亀川四の湯町 $\Delta$ 区 $\Delta$ 組〇〇から20m付近です。

施設の概要は、宅地の一部として $\Delta m^2$

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 2 月 2 日

番号 8 番

譲渡人 別府市大字南立石△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 国東市国東町富来浦△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字南立石字丸尾△番 田（雑種地）△m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計  
△m<sup>2</sup>

場所は南立石△組、○○から南東へ 250m 付近です。

施設の概要は、木造 2 階建住宅用地として 120 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 2 月 7 日

番号 9 番

贈与人 別府市大字南立石△番地 ○○○○、職業○○

受贈人 別府市大字平道△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字南立石字本村△ 畑（畑）△m<sup>2</sup>

場所は南立石本町△組、○○から南東へ△m 付近です。

施設の概要は、現状のまま○○用地として△m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 2 月 8 日

番号 10 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字南立石△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字鶴見原△番 原野（雑種地）△m<sup>2</sup>

場所は扇山△組、○○から南へ 150m 付近です。

施設の概要は、木造 2 階建住宅用地として 100 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 2 月 8 日

番号 11 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字南立石△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字鶴見原△番 原野（雑種地）△㎡

場所は扇山△組、○○から南へ150m付近です。番号10番の隣です。

施設の概要は、木造2階建住宅用地として100㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年2月8日

番号 12 番

譲渡人 別府市大字野田△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字野田△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字野田字柄長△番 田（畑）△㎡

場所は野田△組、○○から北東へ15m付近です。

施設の概要は、住宅用地として130㎡

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年2月14日。

以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。

次に、報告第1号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます

事務局

報告第1号 開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について  
番号1番

申請者の住所 別府市上野口町△番△号 ○○○○

開発区域 別府市中島町△番 外10筆 合計△㎡

場所は中島町○○です。

都市計画区域は市街化区域です。



開発目的 ○○として

事務局の所見 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号 2 番

申請者の住所 東京都中央区京橋△丁目△番△号 ○○○○

開発区域 別府市大字鉄輪字弓田△番 外 138 筆 合計△㎡

場所は明礬の○○です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 ○○として

事務局の所見 申請地は農地ではないが、周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号 3 番

申請者の住所 滋賀県草津市追分南△丁目△番△号 ○○○○

開発区域 別府市大字鶴見字大平△番 外 22 筆 合計△㎡

場所は小倉△組、○○から北西へ 300m 付近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 資産保有として

事務局の所見 申請地は農地ではないが、周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号 4 番

申請者の住所 別府市石垣西△丁目△番△号 ○○○○

開発区域 別府市石垣東△丁目△番 外 2 筆 合計△㎡

場所は石垣東△丁目△組、○○から東へ 250m 付近です。

	<p>都市計画区域は市街化区域です。</p> <p>開発目的 共同住宅として</p> <p>事務局の所見 申請地は農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。</p> <p>最後に、その他ですが、農地利用最適化交付金の支出に伴い、3月定例会において規則を定めるため、補正予算とともに上程いたしますので、その内容について事務局より説明いたします</p>
事務局	<p>ご説明いたします。お手元の農地利用最適化交付金についての資料をご覧ください。</p> <p>農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動の推進を目的とする事業です。農業委員・推進委員の活動が支給の対象となります。その支給についての規則を現在策定中です。</p> <p>農地利用最適化交付金は大きく分けて二種類あります。</p> <p>一つは、活動実績に応じた交付金です。これは、一人当たり月額6,000円を支給予定です。ただし、全体としての活動が計画より少なくなってしまう場合は、減額の可能性もあります。支給対象活動をしたら、必ず記録をとってください。</p> <p>今年度に関しては、皆さん年度途中での就任となり、その場合の支給額は在職日数で算定することになる予定ですので、農業委員と推進委員で若干金額に差が生じることになります。</p> <p>支給対象活動は、ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動、イ 遊休農地の発生防止・解消活動、ウ 農地中間管理機構との連携活動、エ 新規参入の促進活動、オ ア～エまでの活動に必要な会議その他農地利用の最適化に必要な活動。これは、皆さんの活動記録簿の左側のページの部分、農業</p>

委員会法第6条第2号に基づく業務がこれにあたりますので、ぜひ、この部分にチェックが付くよう、活動をお願いいたします。

もう一つの交付金が、成果実績に応じた交付金です。

今年度は、成果実績はなかったので、交付されません。来年度以降、交付対象になった場合は、その半分は均等に、半分は支給対象活動日数に応じて算定します。支給額は、成果実績によって変わります。

支給対象活動は、ア 担い手への農地集積、イ 遊休農地の発生防止・解消。詳細につきましては、4月の総会時にまたご連絡いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、報告事項でございますので、ご了承ください。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後2時30分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議長 \_\_\_\_\_ 会長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 2 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 7 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印